

審査基準

○ 運転経歴証明書の交付(第 104 条の 4 第 6 項)

令和 5 年 1 月 4 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 104 条の 4 第 6 項(第 105 条第 2 項において準用する場合を含む。)
処分の概要	運転経歴証明書の交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 104 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項(申請による取消し)、道路交通法第 105 条第 2 項(免許の失効) 道路交通法施行令第 39 条の 2 の 5(運転経歴証明書の交付)、第 39 条の 2 の 6(運転経歴証明書の交付) 道路交通法施行規則第 30 条の 10(運転経歴証明書の交付の申請の手続)
審査基準	
標準処理期間	岡山県公安委員会が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した場合であって、当該交付の申請が行われた場合にあつては、1~30 日 (運転免許センター等 1 日、警察署 30 日)
申請先	運転免許センター等又は県内全警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係